

建築面積の敷地面積に対する割合	該当 条文	法53条3項第二号

街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの【円弧】

□ 内 容

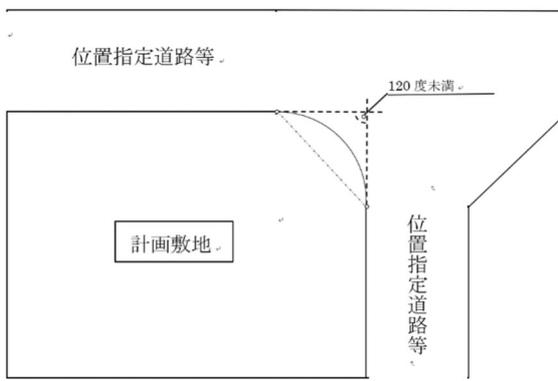
街区の角にある敷地に準じて、建蔽率緩和を適用する、道路境界に円弧を持つ敷地の取扱いを定める。

□ 取 扱

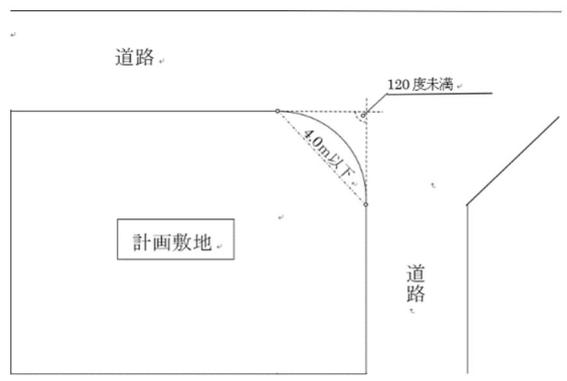
次の1、2のいずれかの条件を満たし、かつ、3を満たすものは、道路境界が円弧であっても世田谷区建築基準法施行細則第45条第1号にある「2つの道路が隅角120度未満で交わる角敷地」と見て、街区の角にある敷地に準じて建蔽率の緩和の対象として取扱う。

- 1、位置指定道路または開発許可による道路（転回広場を含む）の隅切として設けられた円弧部分であり、かつ2つの道路の延長の交点の角度が120度未満であること。
- 2、2つの道路の延長の交点の角度が120度未満であり、かつそれぞれの道路の直線部の終端を結んだ線の長さが4m以下であること。
- 3、敷地が周囲の道路に1/3以上接していること。

1



2



□関連資料